

利根大堰水面利用ルール&マナー

1 基本的な考え方

利根大堰上流の河川を利用する者は、「河川法」や「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、その他関係法令を遵守するとともに、周辺住民に迷惑や不快感を与えることなく、また、船舶での利用に限らず、すべての河川利用者が安全で快適に利用できるよう、このルール&マナーを守る。

このルール&マナーが守られない場合には、適用区間の河川利用を制限するなどの規制を行う場合がある。

2 適用区間

刀水橋から利根大堰までの間の河川区域内 [水面・河川敷・堤防 (土手)]

3 水面等利用のルール&マナー

1) 利用にあたっては、関係法令を必ず守る。

- ①利根大堰上流の170m区間 (赤色ブイ) は、水面の通航を禁止する。
さらに、禁止区間から上流130m (黄色ブイ) は、通航可能時間が午前8時30分から午後5時までとし、速度は2ノット以下とする。
- ②河川区域内の土地を立入り制限柵 (クサリなど) を設置して、排他独占的な利用は行わない。
- ③河川区域内に許可なく固定した船舶係留施設 (栈橋や係留杭など) や休憩施設 (小屋など) などの工作物は設置しない。
- ④河川区域内で許可なくスロープを造成するなどの土地の形状変更を行わない。
- ⑤水上バイクやモーターボート (以下「動力船」という。) の飲酒運転は行わない。
- ⑥動力船は、他の河川利用者の近くにおいて、蛇行・急発進・急回転などの不規則な操縦は行わない。
- ⑦水上バイクは、必ずライフジャケットを着用し、免許受有者が操縦する。
- ⑧動力船を運転する場合は、船舶操縦免許証及び船舶検査証書を携帯する。

2) 決められた区間では、徐行して通航する。

- ①動力船は、渡船航路（赤岩・葛和田の渡し）の上下流50mの区間は、徐行して通航する。
- ②動力船は、河岸から50mの区間は、徐行して通航する。
- ③動力船は、水上バイクなどの水面への昇降場所（スロープ）付近では、徐行して通航する。

3) 危険・迷惑な通航は行わない。

- ①渡船（赤岩・葛和田の渡し）の直前を横切るなど、通航を妨げるような行為は、絶対に行わない。
- ②動力船は、砂採取や各種調査などの作業船、また、それらに附属する設備には近づかない。やむを得ず船に接近する場合には、徐行して通航する。
- ③動力船は、カヌー、手こぎボート、ウインドサーフィンなど（以下「非動力船」という。）及び釣り人が利用している付近では、迷惑をかけないように徐行し注意して通航する。
- ④動力船は、離岸又は接岸する非動力船には近づかない。また、非動力船の前面を横切ったり、左右に近づいたりしない。
- ⑤動力船は、暴走行為・波立て行為・見せびらかし行為は行わない。

4) 他の利用者に迷惑となる行為は行わない。

- ①昇降場所（スロープ）は、水上バイクなどの揚げ降ろしに利用することとし、水際に駐車、休憩などにより特定の人が独占的に利用しない。
- ②河川敷を自動車などで走行する場合は、騒音や砂塵などで他の河川利用者及び周辺住民の迷惑にならないよう常に徐行して走行する。

5) 周辺住民に迷惑となる行為は行わない。

- ①動力船は、早朝や夕暮れの通航は行わない。
- ②動力船は、不必要なエンジンの空ぶかしは行わない。

③動力船は、騒音が大きくなるエンジン・マフラーなどのむやみな改造は行わない。

④大声で騒ぐなど、周辺住民の迷惑になる騒音を出さない。

6) 河川環境を悪化させるような行為は行わない。

①燃料や油などを河川に流出させない。そのためには、水面上での給油や油缶などの放置は絶対に行わない。

②ゴミは、必ず各自が持ち帰る。

③釣り人は、不要な釣り糸、釣り針、餌などを捨てずに持ち帰る。

④直火でバーベキューやたき火など行わない。

⑤バーベキューの道具・食器類を川の水で洗わない。

7) 河川管理の支障となる行為は行わない。

①設置したブイは、必ず持ち帰る。

②河川区域内に進入する際には、定められた通路を利用する。

③自動車やバイクなどによる、堤防斜面の登り降りを行わない。

④船舶は、係留したままにせず日々持ち帰る。

8) 気象情報や事故に注意して利用する。

①上流での豪雨による急激な増水もあるので、常に気象などの情報に注意する。

②水面利用や自動車の走行などにより事故が発生した場合は、速やかに管轄の警察署に連絡する。

③油が流出した場合は、速やかに利根導水総合事業所に連絡する。

④他の河川利用者への迷惑やトラブルにならないよう譲り合って利用する。

⑤水面利用や自動車の走行などによる河川区域内でのトラブルなどは、自己の責任により対応する。